

国土交通省行政文書管理規則改正案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案						現 行					
(集中管理の推進)						(集中管理の推進)					
第17条 <u>国土交通省における行政文書ファイル等の集中管理については、総括文書管理者が定めるところにより、推進するものとする。</u>						第17条 <u>総括文書管理者は、遅くとも平成25年度までに、当該行政機関における集中管理の推進に関する方針を定めるものとする。</u>					
別表第1 行政文書の保存期間基準						別表第1 行政文書の保存期間基準					
事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)		保存期間	具体例	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)		保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯						法令の制定又は改廃及びその経緯					
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)	1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)
			②立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・<u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 				②立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・<u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			③ (略)		(略)				③ (略)		(略)
		(2)~(7) (略)	(略)		(略)			(2)~(7) (略)	(略)		(略)

2 (略)					
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)
			②立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			③ (略)		(略)
	(2)~(7) (略)		(略)		(略)
4	省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)
			②立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言
			③ (略)		(略)
	(2)~(5) (略)		(略)		(略)
2 (略)					
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)
			②立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			③ (略)		(略)
	(2)~(7) (略)		(略)		(略)
4	省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)
			②立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言
			③ (略)		(略)
	(2)~(5) (略)		(略)		(略)

閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。） の決定又は了解及びその経緯						閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。） の決定又は了解及びその経緯									
5	閣議の 決定又 は了解 及びそ の経緯	(1)~(3) (略)	(略)	30年	(略)	5	閣議の 決定又 は了解 及びそ の経緯	(1)~(3) (略)	(略)	30年	(略)	5	閣議の 決定又 は了解 及びそ の経緯	(1)~(3) (略)	(略)
		(4)基本方 針、基 本計画 又は白 書その 他の閣 議に付 された 案件に 関する 立案の 検討及 び閣議 の求め その他 の重要 な経緯 (1の 項から	①(略)		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報 告、建議、提言 			①(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報 告、建議、提言 						
		②立案の検討に 関する審議会 等文書（五の 項イ）	(略)					②立案の検討に 関する審議会 等文書（五の 項イ）			(略)				
		③~⑤ (略)	(略)					③~⑤ (略)			(略)				

		4の項 まで及 び5の 項(1)か ら(3)ま でに掲 げるも のを除 く。)						4の項 まで及 び5の 項(1)か ら(3)ま でに掲 げるも のを除 く。)					
6	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③ (略)	10年	(略)	・配付資料 ・議事の記録	6	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③ (略)	10年	(略)	・配付資料 (新設)
			④会議に検討のための資料として提出された文書（六の項口）及び会議（大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書									④会議に検討のための資料として提出された文書（六の項口）(新設)	

	又は了解及びその経緯		⑤ (略)		(略)		又は了解及びその経緯		⑤ (略)		(略)	
7	省議 (これに準ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	①, ② (略) ③省議に検討のための資料として提出された文書(七の項口)及び省議(大臣を構成員とする省議に限る。)の議事が記録された文書	10年	(略) ・配付資料 ・議事の記録		7	省議 (これに準ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	①, ② (略) ③省議に検討のための資料として提出された文書(七の項口)(新設)	10年	(略) ・配付資料 (新設)
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯						複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯						
8	複数の行政機関による	複数の行政機関による申合せ	①~③ (略) ④他の行政機関	10年	(略) ・開催経緯		8	複数の行政機関による	複数の行政機関による申合せ	①~③ (略) ④他の行政機関	10年	(略) ・開催経緯

	る申合せ及びその経緯	せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書 (八の項口)		・ 議事の記録 ・ 配付資料		る申合せ及びその経緯	せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書 (八の項口)		・ 議事概要・議事録 ・ 配付資料	
			⑤ (略)		(略)				⑤ (略)		(略)	
9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書 (九の項イ)	10年	(略) ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言		9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書 (九の項イ)	10年	(略) ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事概要・議事録 ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			③~⑤ (略)		(略)					③~⑤ (略)		(略)
10	地方公	基準の設	① (略)	10年	(略)		10	地方公	基準の設	① (略)	10年	(略)

	<p>共同体 に対し て示す 基準の 設定及 びその 経緯</p>	<p>定に関す る立案の 検討その 他の重要 な経緯</p>	<p>②立案の検討に 関する審議会 等文書（九の 項イ）</p>		<p>・開催経緯 ・諮問 ・<u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報 告、建議、提言</p>		<p>③～⑤ (略)</p>		<p>・開催経緯 ・諮問 ・<u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報 告、建議、提言</p>		<p>③～⑤ (略)</p>		<p>・開催経緯 ・諮問 ・<u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報 告、建議、提言</p>		<p>③～⑤ (略)</p>
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯						個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯									
11	<p>個人の 権利義 務の得 喪及び その経 緯</p>	<p>(1)行政手 続法 (平成 5年法 律第88 号)第 2条第 8号口 の審査 基準、 同号ハ の処分 基準、</p>	<p>①立案の検討に 関する審議会 等文書（十の 項）</p>	10年	<p>・開催経緯 ・諮問 ・<u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報 告、建議、提言</p>		<p>②～⑤ (略)</p>		<p>・開催経緯 ・諮問 ・<u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報 告、建議、提言</p>		<p>②～⑤ (略)</p>		<p>・開催経緯 ・諮問 ・<u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報 告、建議、提言</p>		<p>②～⑤ (略)</p>

		同号二 の行政 指導指 針及び 同法第 6条の 標準的 な期間 に關す る立案 の検討 その他 の重要 な経緯						同号二 の行政 指導指 針及び 同法第 6条の 標準的 な期間 に關す る立案 の検討 その他 の重要 な経緯			
		(2)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)			(2)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)
		(5)不服申 立てに 關する 審議會 等にお ける検 討その	①不服申立書又 は口頭による 不服申立てに おける陳述の 内容を録取し た文書(十四 の項イ)	裁決、決定そ の他の処分 がされる日 に係る特定 日以後10年	・不服申立書 ・録取書			(5)不服申 立てに 關する 審議會 等にお ける検 討その	①不服申立書又 は口頭による 不服申立てに おける陳述の 内容を録取し た文書(十四 の項イ)	裁決又は決 定その他の 処分がされ る日に係る 特定日以後 10年	・不服申立書 ・録取書

		他の重要な経緯	②審議会等文書 (十四の項目)		・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見		②審議会等文書 (十四の項目)		・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見
			③, ④ (略)		(略)		③, ④ (略)		(略)
		(6) (略)	(略)	(略)	(略)		(6) (略)	(略)	(略)
12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号二の行政指導指針及び同法第6条の	①立案の検討に関する審議会等文書(十の項)	10年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言		①立案の検討に関する審議会等文書(十の項)	10年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			②~⑤ (略)		(略)		②~⑤ (略)		(略)

		標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯					標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯				
		(2)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)		(2)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	
		(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	① (略)	裁決、決定その他の処分 がされる日 に係る特定 日以後 10 年	(略)		(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	① (略)	裁決、決定その他の処分 がされる日 に係る特定 日以後 10 年	(略)	
			② 審議会等文書 (十四の項目)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見 			② 審議会等文書 (十四の項目)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 議事概要・議事録 ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見 	
			③, ④ (略)		(略)			③, ④ (略)		(略)	
		(6) (略)	(略)	(略)	(略)		(6) (略)	(略)	(略)	(略)	
13	(略)					13	(略)				

その他の事項						その他の事項					
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯 (1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	①立案の検討に関する審議会等文書（二十の項イ）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯 (1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	①立案の検討に関する審議会文書（二十の項イ）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
		(2) (略)	②～⑤ (略)		(略)			(略)	②～⑤ (略)		(略)
15	予算及び決算に関する事項	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債	①(略)	10年	(略)	15	予算及び決算に関する事項	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債	①(略)	10年	(略)
			②財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項の予定経費要求書等並びにその		・予定経費要求書 ・継続費要求書 ・繰越明許費要求書 ・国庫債務負担行為要求書 ・予算決算及び会計令			②財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項の予定経費要求書並びにその作	・予定経費要求書 ・継続費要求書 ・繰越明許費要求書 ・国庫債務負担行為要求書 ・予算決算及び会計令		

		務負担 行為の 見積に 関する 書類の 作製そ 他の 予算に 関する 重要な 経緯 (5の 項(1)及 び(4)に 掲げる ものを 除く。)	作製の基礎と なった意思決 定及び当該意 思決定に至る 過程が記録さ れた文書(二 十一の項口)		第12条の規定に基づ く予定経費要求書等 の各目明細書			務負担 行為の 見積に 関する 書類の 作製そ 他の 予算に 関する 重要な 経緯 (5の 項(1)及 び(4)に 掲げる ものを 除く。)	製の基礎とな った意思決定 及び当該意思 決定に至る過 程が記録され た文書(二十 一の項口)		第12条の規定に基づ く予定経費要求書等 の各目明細書
			③, ④ (略)		(略)				③, ④ (略)		(略)
		(2) (略)	①~⑤ (略)	(略)	(略)			(2) (略)	① (略)	(略)	(略)
16 (略)						16 (略)					
17	独立行 政法人 等に関	(1)独立行 政法人 通則法	① (略) ②評価委員会に 検討のための	10年	(略) ・開催経緯 ・諮問	17	独立行 政法人 等に関	(1)独立行 政法人 通則法	① (略) ②評価委員会に 検討のための	10年	(略) ・開催経緯 ・諮問

	する事項	(平成11年法律第103号)その他の法律の規定による中期目標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	資料として提出された文書、評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書(二十四の項目)		・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 意見		する事項	(平成11年法律第103号)その他の法律の規定による中期目標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	資料として提出された文書、評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書(二十四の項目)		・ 議事概要・議事録 ・ 配付資料 ・ 意見	
		③, ④ (略)		(略)	(略)			③, ④ (略)		(略)	(略)	
	(2) (略)	①, ② (略)		(略)	(略)		(2) (略)	①, ② (略)		(略)	(略)	
18	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価	①政策評価法第6条の基本計画又は政策評	10年	・ 開催経緯 ・ 議事の記録 ・ 配付資料		18	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価	①政策評価法第6条の基本計画又は政策評	10年	・ 開催経緯 ・ 議事概要・議事録 ・ 配付資料

	項	に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。） 第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書（二十六の項イ） ②～⑥ （略）		・中間報告、最終報告、提言 （略）		項	に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。） 第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書（二十六の項イ） ②～⑥ （略）		・中間報告、最終報告、提言 （略）
19	公共事	直轄事業	①（略）	完了後の事	（略）	19	公共事	直轄事業	①（略）	完了後の事	（略）

	業の実施に関する事項	として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	②立案の検討に関する審議会等文書（二十七の項イ）	後評価終了の日に係る特定日以後10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言		業の実施に関する事項	として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	②立案の検討に関する審議会等文書（二十七の項イ）	後評価終了の日に係る特定日以後10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	
			③～⑨ (略)		(略)				③～⑨ (略)		(略)	
	20 (略)						20 (略)					
21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1) (略)	(略)	10年	(略)		21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1) (略)	(略)	(略)	
		(2)審議会等（1の項から20の項までに掲げ	審議会等文書（二十九の項）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報				(2)審議会等（1の項から20の項までに掲げ	審議会等文書（二十九の項）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報

		るもの を除 く。)			告、建議、提言			るもの を除 く。)			告、建議、提言
22 (略)						22 (略)					
備考						備考					
一 (略)						一 (略)					
二 職員の人事に関する事項について、 <u>内閣官房令</u> 、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ <u>内閣官房令</u> 、人事院規則の規定による。						二 職員の人事に関する事項について、 <u>内閣府令</u> 、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ <u>内閣府令</u> 、人事院規則の規定による。					
三 ~ 五						三 ~ 五					
(略)						(略)					